

## よくあるお問い合わせ（FAQ）

Q 1 事業所は大阪府内にあるのですが、住所（本店）の所在地は他府県にあり大阪府内にはありません。この場合、府支援金は支給されますか。

A 1 府支援金については、大阪府内に本店（法人の場合）又は住所（個人事業者等の場合）がある事業者を対象としていますので、大阪府外に本店や住所がある農業者は支給対象外となります。

Q 2 大阪府外に住んでいますが、大阪府内で営農しています。府支援金を申請できますか。

A 2 府支援金は、大阪府内に本店（法人の場合）又は住所（個人事業者等の場合）がある農業者を対象としていますので、大阪府外に住所がある方は申請できません。

Q 3 大阪府外の支店や営業所も含め、複数の支店等を有していますが、販売金額はどの区分が適用されますか。

A 3 府支援金は、支店等の単位ではなく、事業者単位で支給します。  
よって、大阪府外の支店等を含む全ての販売金額で支援金額を決定します。  
なお、販売金額については農業収入に係るものに限りませので、決算書等、販売金額が確認できる書類を添付して申請してください。

Q 4 肥料の購入額への補助ではなく、販売金額ごとの定額になっているのはなぜですか。また、販売金額が50万円以上なければ申請できないのですか。

A 4 府支援金を速やかに支払うため、領収書等の提出や確認が必要な実費補助ではなく、販売金額ごとの定額としています。

また、府内農業者の経営を支援し、農産物の安定供給を図るため、一定額以上の販売実績がある方を対象としています。

Q 5 新規就農者で昨年の売上がありませんが、申請できますか。

A 5 「認定新規就農者」の区分で申請できます。府内市町村で認定を受けていることがわかる書類（認定証等）を添付して申請してください。

なお、今後就農予定の方は府内市町村で認定を受けてから申請してください。

Q 6 私のほか、子どもも確定申告しています。申請はどうなりますか。

A 6 同一世帯でもそれぞれが農業経営を行っており、別々に確定申告している場合は、それぞれが申請できます。

Q 7 令和3年確定申告書の写しではなく、売上傳票で申請できますか。

A 7 府支援金を速やかに支払うため、販売金額の確認は売上傳票等ではなく、確定申告書の写しにより行います。なお、確定申告の義務がない方（納税額がない方）については、直接、大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金事務センターに必要な書類をお問い合わせください。

Q 8 国や市町村が実施する肥料費の支援事業と両方、申請することができますか。

A 8 国の支援事業は府支援金と目的が異なるため、それぞれ申請できます。

市町村の支援事業を利用している場合でも、府支援金の申請は可能です。

ただし、府支援金を受給したことで市町村の支援事業が利用できない可能性がありますので、それぞれの市町村に支給要件をお問い合わせください。

Q 9 国の支援事業も大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金事務センターに申請できますか。

A 9 申請できません。国の支援事業については、肥料を購入した販売店等にお問い合わせください。なお、国の支援事業については、来年2月頃から申請の受付が開始される予定です。